令和７年昭島市教育委員会定例会第７回
議事録

日時：令和７年７月１７日
　　午後２時３０分～午後３時２５分
場所：市役所　庁議室

昭島市教育委員会

○教育長（山下秀男）　皆様、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから、令和７年昭島市教育委員会第７回定例会を開会いたします。

本日は会議に先立ち、２点報告がございます。初めに、先月の本定例会において報告をさせていただきましたとおり、教育委員会委員として、長い間本市の教育振興に御尽力をいただきました、紅林由紀子氏が令和７年６月 23 日の任期をもって退任されたことに伴い、先月 25 日に開かれた第２回市議会定例会最終日の本会議において、臼井市長から花田茂氏を教育委員会委員として任命することについての人事案が提案をされました。

採決の結果、全会一致の同意が得られ、令和７年７月１日から令和 11 年６月 30 日までの４年間を任期として花田茂氏が新たな教育委員会委員として任命をされ就任されたところでございます。

花田新委員におかれましては、長きにわたり教育職に就かれ、中学校の校長職として、また、かつては本市の指導課長としてお務めをいただくなど教育行政を含め、教育に関する豊富な識見と経験をお持ちの方でございます。

それではここで、花田新委員より自己紹介をお願いいたしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○委員（花田茂）　皆様、こんにちは。

花田茂と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま、教育長からご紹介いただきましたけれども、2000 年７月、今から 25 年前、昭島市教育委員会の事務局、指導主事として採用されまして、約６年間、そしてその後３年間、指導室長、当時は課長ではなく室長だったんですが、勤務をさせていただきました。９年弱、こちらの事務局のほうでお世話になりました。

その後、中学校の校長を 10 年ほど務めまして、現在、大学で教員養成に関わらせていただいております。

昭島の教育、そして子どもたちのために、是非、微力ながら仕事をさせていただけることを大変光栄に思っております。

どうぞ皆様、よろしくお願いいたします。簡単ではございますが、自己紹介とさせていただきます。

○教育長（山下秀男）　花田委員、ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここから着座にて失礼いたします。

報告の２点目です。教育委員会教育長職務代理者の指名についてでございます。

紅林前委員の任期満了の翌日、６月 24 日付けで、教育委員会教育長職務代理者として、眞如むつ子委員を指名いたしました。ここに報告をさせていただきます。眞如委員、よろしくお願いいたします。

なお、委員の構成に変更がありましたので、議席番号を１番 山下、２番 眞如委員、３番 氏井委員、４番 松本委員、５番 花田委員とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

本日の日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

なお、本日は、説明員の佐藤指導主事、櫻井指導主事から公務による出張のため欠席の届け出がありましたので、これを受理いたしました。

初めに、日程２、前回会議録の署名承認につきましては、すでに調整を終え、署名をいただいております。

次に、日程３、教育委員会会議規則第16条の規定に基づき、今回、会議録の署名につきましては１番、私、山下、２番、眞如委員となります。よろしくお願いいたします。

次に、日程４、教育長の報告に進めます。６月と７月初旬の猛暑から一転、梅雨の戻りに台風が重なって、雨風が激しい日が続いております。その不安定な天候も本日までで、明日からは安定した天候に、そして梅雨明けの発表があるのではないかとの観測が報じられております。

梅雨が明けますと、また猛暑がぶり返して熱中症のリスクが高まってまいります。以前にも申し上げましたが、熱中症は年齢を問わず命に関わる怖い病気と言えます。自覚のないままに急激に悪化して亡くなってしまうこともあれば、重度の後遺症を負うリスクもあります。まず、熱中症についてよく知っておくことが肝要で、自己防衛にもつながると思いますので、関係の皆様にはこれを心がけていただきたいと思います。

学校におきましては、日々、熱中症指数であるWBGT値を測定して、プール指導や屋外での運動、活動などに細心の注意を払いつつ、安全を第一に児童生徒の指導にあたっております。今後も、より安全側に立って、油断することのないよう、暑さ対策の重要性について、今月の校長会、副校長会を通じて各学校において周知を図られるよう改めてお伝えしたところでございます。

さて、公立小中学校におきましては、明日18日に１学期の終業式を迎えます。

１学期に予定をいたしました教育課程については、宿泊を伴う行事などを含め、総じて順調に進められ、何よりだと思っております。

明後日、19日から８月31日までの44日間、少し長めの休業期間となります。各学校には、１学期を振り返り、成果と課題をしっかりと捉え２学期に備えること、また、児童生徒には、夏休みを安全に過ごし、それぞれが有意義な期間にできるよう促し、支援していくことといたしております。

夏休み期間中におきましては、関係機関、団体等の皆様に子どもたちの見守りを例年お願いしておりますが、教育委員の皆様におかれましても、引き続き子どもたちの見守りをよろしくお願いをいたします。

なお、２学期の始業式は９月１日となりますので、御承知おきください。

次に、中学校教育研究会主催の第38回公立中学校学芸発表会についてであります。中学校５校の吹奏楽部、３校の合唱部、コーラス部に、１校の軽音楽部を加えて、先週12日の土曜日、フォスターホールにおいて盛大に開催をされました。どの学校もしっかりと練習を積み上げてきて、本番で素晴らしい演奏、歌唱が披露されました。

圧巻は、吹奏楽部の合同演奏で、Ａチーム、 Ｂチームに分かれて素晴らしい

演奏を披露してくれました。合同で練習する機会がなかなか取れない中で、実質当日のリハーサルの時のみだったそうですけれども、見事に調和した演奏を聞くことができて本当に感動いたしました。

中教研の取組みに感謝をいたします。また、当日足をお運びいただきました委員の皆様にも感謝を申し上げます。

最後に、令和７年第２回市議会定例会についてであります。６月９日から６月25日まで17日間の会期で開催をされまして、一般質問、補正予算等の審議が行われ、すべての議案が議了され、無事閉会となりました。

今議会における教育関係の一般質問に関しましては、本日の報告資料として添付しておりますので御参照いただきたいと存じます。

なお、ただいまの教育長の報告に関し、お手元に配布の７月教育長報告とあわせて御参照いただければと存じます。

本日私からの報告は以上となります。

なお、教育委員会名義の使用承認につきましては、お手元の資料のとおり、６件でございます。

ただいまの報告について、御意見、御質問等はございますか。

よろしいですか。それでは、以上で日程４を終わります。

続きまして、日程５の議事に入ります。初めに、議案第11号「昭島市学校給食運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○学校給食課長（渡辺春美）　議案第11号「昭島市学校給食運営審議会委員の委嘱について」、提案理由並びにその内容の御説明を申し上げます。

昭島市学校給食運営審議会委員につきましては、選出区分「学校医」及び「ＰＴＡ連合組織の代表者」について、昭島市歯科医師会並びにＰＴＡ協議会から委員の推薦をいただいており、この度、委員の退任及び補欠委員推薦の申出がございました。

このため、議案書に記載されておりますとおり、学校医の五藤英恵氏、多摩辺中学校ＰＴＡ会長阿部陽子氏、を令和７年７月17日から前任者の残任期間である令和８年７月31日までの間、昭島市学校給食運営審議会委員として委嘱いたしたく、本議案を提出するものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（山下秀男）　議案第11号について、説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお受けいたします。

よろしいですか。それでは特にないようですのでお諮りしたいと思います。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（山下秀男）　御異議なしと認め、議案第11号は、原案のとおり決しました。

次に、議案第12号「昭島市民図書館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○アキシマエンシス管理課長（勝野玄隆）　議案第 12 号「昭島市民図書館協議会委員の委嘱について」提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

昭島市民図書館協議会委員は、学校教育の関係者２名以内、社会教育の関係者３名以内、家庭教育の向上に資する活動を行う者１名以内、学識経験のある者２名以内、公募による市民２名以内の合計 10 名以内をもって組織され、現在、令和５年８月１日から令和７年７月 31 日までの任期で、第 25 期昭島市民図書館協議会委員を委嘱しておりますが、このたび任期が満了するのに伴い、新たに委員を委嘱するものでございます。

なお、任期は、令和７年８月１日から令和９年７月 31 日までございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○教育長（山下秀男）　議案第 12 号について、説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお受けいたします。

よろしいですか。

ないようですのでお諮りしたいと思います。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（山下秀男）　御異議なしと認め、議案第 12 号は、原案のとおり決しました。

本日、協議事項はございません。次に、報告事項に入ります。

初めに、(1)「昭島市立学校における通話録音装置の設置及び運用に関する要綱の制定について」事務局より説明をお願いします。

○教育総務課長（横山学）　報告事項(1)「昭島市立学校における通話録音装置の設置及び運用に関する要綱の制定について」御説明申し上げます。

今年度、教員の働き方改革の一環として、犯罪の防止及び教職員への不当な圧力を排除することを目的として、各学校の固定電話に通話録音装置を設置し、その運用のために、６月 30 日に本要綱を制定いたしました。

参考資料、最後のページになりますがそちらをご覧いただければと思います。通話録音装置の設置及び運用についての概要でございますが、趣旨につきましては犯罪の防止及び教職員への不当な圧力を排除することを目的として、設置運用いたします。

運用開始は本年７月１日、通話録音装置は職員室の副校長席の固定電話に設置いたしました。

通話録音は必要に応じてスイッチを入れることで行われます。このため、通話録音をする旨の自動音声案内は行いません。市ホームページにおいて、通話録音装置の設置とあわせ、自動音声案内を行わない旨を周知します。

録音を要する具体的事例ですが、個人の生命、身体または財産の安全を守るため、やむを得ないと校長が認めたとき、脅迫、恐喝、不当な要求行為等に該当する恐れを通話者が感じたとき、通話内容が、刑事事件やトラブル等に発展する恐れがあると通話者が判断したとき、などを想定しております。

通話記録データの取扱いについては、適正な運用を図るため、要綱に添って責

任者等を設置し、個人情報の適切な管理をいたします。
説明は、以上でございます。

○教育長(山下秀男)　(1)について、説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。
花田委員。

○委員（花田茂）　はい。初めてなのでちょっと緊張しておりますが。
この通話記録について、今の要綱の目的の中に、いわゆるセキュリティ対策とカスタマーハラスメント防止ということで伺いましたけれども、実は私、これにプラスして、やはり教職員の働き方改革のほうに繋がってくる内容かなとちょっと受け止めております。
実は私も中学校の校長をしている時に、こういうことって可能なんだろうかと。民間の会社ですと、よく品質向上のために録音をしますっていうのは流れることあるんですけれども、それに類似している形なのかなと思っておりますが、その中でこういう取組みについて、伺いたいことが２点あるんですけど、１点は、これは他市でもこういうことをやられていることはあるんでしょうか。
２点目はこの第７条のところに、通話記録のいわゆる保存期間が記されていて、その案件対応が完了するまでとなっているんですけど、この判断ってなかなか難しいんですよね。例えば、当該の児童生徒が卒業した段階で終了なのか、それとも行政文書みたいに、保存期間何年ってなっているわけではないので、その判断が非常に難しいのでどうされるのか、また、その保存期間に関してはぜひ慎重にやっていただきたいなということを、これは意見として述べさせていただきたいと思います。
以上です。

○教育総務課長（横山学）　録音装置の他市での状況というとこですが、明確に調べてはいないところではありますが、本市におきましては、本庁では録音をしているという流れがございます。
他市の教育総務課長と話をする中で、始めているというところは何件か聞いておりますが、全体で把握しているというとこではないということを御理解いただければと思います。
また、御意見をいただきました。保存年限というところでございますが、案件によっては非常に長期にわたることもあり得るという中で、年限をあえて区切らずに、その事案が終わったところまでというふうにさせていただいています。
委員おっしゃられたように、卒業のタイミングでリセットされるようなことがあれば、そこで保存は必要ないかと思いますが、卒業されたあとにも必要になることもございますので、あえてその事案が終わるまでと設定していると御理解いただければと思います。

○教育長（山下秀男）　困難事案については、スクールロイヤーの方にも関わっていただくことになろうかと思います。保存年限についても相談しながら、ケースバイケ

ースの捉えがでてくると想定できますので、保存年限もそれぞれ違った解釈、見解など、スクールロイヤーの方とも相談しながら慎重に対応していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

ほかにございますか。

眞如委員。

○委員（眞如むつ子）　色々考えていただいているんだなと思って、まず、ありがとうございます。ちょっといくつか、こうイメージがわかないなというのが、いくつかあるので教えてください。

まず、防犯カメラは常時設置というか、常に見られるようにしてあるかと思うんですけど、この場合は、電話のやり取りをする中で、相手に対して、言うわけなんですか、記録しますよっていう、そういうやり取りを持って録画が始まるのか、そこがまずちょっとどうなんだろうっていうことが１つわかりません。

それから、学校現場のほうですけれども、校長が当然責任者になっていて、それの運用をするのは、校長が指名するんですけれども、基本的には副校長だという理解でいいですよね。今、様々いろんな問題が起きているので、そこは普通にはそうかなと思うんです。そういうことなのかなというのが１つ、その確認です。

それから、設置について、第４条ですけれども、市のホームページ等により公表しなければならないってありますけれども、これは個々の学校においては、当然ながら自分の学校の保護者に向けてそういう発信はしない、全体的な市の方針として学校に設置しますよということを伝えてということなのか、そこら辺は具体的にはどういうふうになされるのかなというのが１つです。

それから、先ほど花田委員の話もそうなんですけど、保存期間というところの、どれくらいオープンになるのかな、どういう状況になっていくのかなっていうのが、ちょっとイメージが湧かないので、わかる範囲でいいので教えてください。

ここは意見なんですけれども、やはりこういうのを学校に設置するというのは、一般の保護者からすればちょっとこういろんな思いが生まれてくると思うので、そこについて、そういう疑念というか、その信頼関係というか、そういう部分についての理解を得られるような公表にしていただけたらいいなという、そういう思いを持っております。

以上です。

○教育総務課長（横山学）　まず１点目。録音する時、事前にお話をするのかということかと思います。

電話の最中に、この件については、録音が必要だなと思った際に、電話機の下に新しい機械がありまして、それのボタンを押すことで録音ができるようになっています。事前に案内をして、これ録音しますねって言って録音するわけではなく、さっと押して、告知せずに録音するというのを想定しています。

かける場合も、学校の電話は固定電話だけではなくて、携帯電話もありますが、それには録音機能がついていませんので、録音が必要になる可能性がある方

にかけるときには、その固定電話を利用して、電話をする中で必要に応じてスイッチを入れることを想定しております。

そのため、相手の方に対して、これは録音しますよっていうような告知はしないというところでの運用で考えているとこです。

続いて、取り扱い者ですね。校長が主として判断しますが、実際のデータの取り扱いについては、基本的に指定するものとしては副校長を想定しております。場合によっては主幹教諭とかが使うこともあるかもしれませんが、そこは校長の判断に委ねているというところでございます。

続いて、ホームページへの告知に関するところですけれども、これはあくまで市の方針として、市のホームページに掲載させていただきます。各学校のホームページに掲載したりとかということではなく、市としてこういう取組みを行います。ホームページの中でも教員の働き方改革のページがございますので、そこの一角にこの件について掲載をしております。

次に、保有期間について、情報をどうオープンにするのかという件だったかと思いますけれども、表に対して何年保存しますよとかいうことは、そもそもそういう期間はないですので、特別オープンにしておりません。あくまで、今後、教員の働き方改革に資することとして固定電話の録音をいたしますということを、で、その際には事前の音声案内は行いませんという、そういった旨の告知をするというところでございます。

以上になります。

○委員（眞如むつ子）　ありがとうございます。

○教育長（山下秀男）　ほかにございますか。

氏井委員。

○委員（氏井初枝）　犯罪防止とか不当な圧力を排除するために、こういうのというのはもうすごく必要になってきている時代なんだなと改めて思いました。

先ほど花田委員がおっしゃったように、学校以外では色々なところで、サービス向上のために録音させていただきますというところがありまして、そういうようなことは何回も私も聞いたことがあります。

今回は録音をしますということは明言しないっていうお話だったんですが、それのメリット、デメリットってどうなのかなって。そういうことって、何も言わないで録音してしまっても法に触れたりはしないから、このような決まりを作られたんだろうと思うんですけれども、録音しますっていうようなメッセージを聞いていることが自分は多いものですから、それ、あえてしないっていうところが、ちょっと気になるというか、それが１点です。

あと、２点目なんですけれども、実際に録音が必要な内容の電話がかかってきた時のことなんですが、管理責任者の校長も不在、それから、管理取扱者も不在というような時に、電話がもしかかってきて、ほかの人は、これはやってはいけないということが書かれていますよね。そういうような時には、また後ほどおかけくださいとか、そんなようにして対応していただいたのか、第三者の人がやら

ないように、そこら辺はもう厳しくなっているのか、教えていただきたいなっていうふうに思います。

以上です。

○教育総務課長（横山学）　事前に録音するということを、告知しないことのメリット、デメリットというところでございます。

まず、メリットとしては、相手の態度がそれを聞くことによって変わるという、それをメリットとデメリット、表裏一体かと思うんですけども、事前にそういうふうなことを伝えることで、相手はやはり身構えて言動に気をつけるっていうところがきっと出てくると思いますので、ハラスメントは収まるだろうとは思います。ただ、逆に言いたいこと言わなくなってしまったりとか、コミュニケーションがうまく伝わらないということがあり得ることと、使える回線が１回線ですので、例えば携帯で電話をいただいた場合は、折り返してこちらから御連絡差し上げますというような形で、その固定電話からかけることになります。そのタイミングで録音しますとなると、疑念を持たれるという可能性もあるんじゃないかなというふうに思っています。

そういう意味で、言わないで素直に相手の方が言いたいことを喋っていただけるというメリットがあるんじゃないかというふうに考えています。

同じことで、デメリットのとこでも出てくると思いますけれども、言わないことによって高圧的な言動が続けられて負担になってしまうっていう可能性もあるとは思います。

あと、法的なところなんですけども、事前に言う、言わないに限らず、証拠として使えるということは確認済みですので、言うか言わないかによってこの録音したものが価値が変わると、そういったことはないというところでございます。

続いて、校長、副校長が不在だった場合ですけれども、継続している案件であれば、こういった方から来た時には録音しましょうというのが校内で周知が徹底できていれば、十分使用が可能だと思います。

そうでない場合は、場合によっては、校長の判断を待つという意味で、折り返しの御連絡をさせていただいて、伺うと。

また、通話者がそういった思いを怖いと思ったように感じた時には一応録音できるという形にしておりますので、その時はその判断で録音した上で、校長、副校長に報告をして、しかるべき対応をするということも十分あり得ると考えております。

以上です。

○教育長（山下秀男）　よろしいですか。

氏井委員。

○委員（氏井初枝）　御説明ありがとうございました。よくわかりました。

２つ目の件なんですけれども、そうしますと、第３条の６番目のところ、管理責任者は、管理取扱者以外のものに通話録音装置の操作をさせてはならないっていうふうに書いてございますけれども、これは、こういう人からかかってきた時

にそういう対応する方が２人ともいらっしゃらない場合には、その職員がやってもいいというふうに広く解釈をするっていうことでよろしいんでしょうか、

○教育総務課長（横山学）　この操作というところでいけば、録音の操作も確かにそうなんですけれども、録音したものを持ち出す操作を含めたところで記載させていただいておりますので、そういった操作につきまして、録音の内容の持ち出しは必ず決めた人でないとできないという認識でおります。

○教育長（山下秀男）　おそらく、いきなり怒鳴り散らしたり、恫喝したりとかということは考えにくいので、継続した案件の中で、様々な感情の起伏から脅すような口調や、はっきりした脅しに繋がっていくと思うと、予め対象の相手を絞ることができると思いますので、人的な対応を含め、学校でしっかりとルールを作って突発的な場合でもきちっと対応できるようにしておくことが肝要かと。また、実際に運用してから生じた課題を一つひとつクリアできるようにしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。
　ほかにございますか。
　松本委員。

○委員（松本芳之）　一般には全部録音しちゃうというほうが、告知した上で、それをしない理由は何ですかと。
　つまり、ハード上の記録媒体の限界があるとか。音声データだと、かなり録音できるはずなので、それをあえてやらないで、その自主判断で押す、押さないという形を設けた理由を教えてください。

○教育総務課長（横山学）　はい。全てを録音しない理由につきまして、ハード面というところは１番大きいと思います。１つ１つのデータは大きくないとは思うんですけれども、録音できる機器がその固定電話で、しかも副校長席の電話でしか録音ができないということになっています。PBX みたいな電話交換機に設置して全て受ける、固定電話が録音できるような機器を入れるんであればそういったこともできたかなとは思うんですけれども、固定電話においても１つの端末でしかできないというところ、あとは学校の電話が、携帯電話も何台も持っていて、いろんなかけ方ができる中ですべてをやるというのはなかなか難しいという状況から、今回の運用にさせていただいております。

○教育長（山下秀男）　はい。よろしいですか。
　松本委員。

○委員（松本芳之）　確認ですけれども、要するに、副校長の所にある電話のみが録音できて、そこで受けるというか、そこからかけるというか、その形にもっていくというわけですね。わかりました。

○教育総務課長（横山学）　おっしゃるとおり、副校長席の電話でしか録音できませんの

で、外線で受けた際にはちょっと席を戻りますのでなどと言って、外線だったとしても、副校長席に回して、そこで受け取って、必要に応じて録音をする。
　かける場合はそこからかけるものについて録音するという、ちょっと限定的になりますが、そういった運用をさせていただきたいと考えております。

○教育長（山下秀男）　よろしいですか。ほかにございますか。
　ほかないようですので。(1)を終わります。
　次に、報告事項(2)「令和７年度「未来をひらく」発表会について」事務局より説明をお願いします。

○指導主事（押阪絢子）　報告事項(2)「令和７年度「未来をひらく」発表会について」報告いたします。
　本発表会は、第１部「中学生英語スピーチコンテスト」、第２部「子どもの主張意見文コンクール」、第３部「中学生英語スピーチコンテスト審査結果発表及び表彰式」の３部構成で実施いたします。
　本発表会は、「青少年とともにあゆむ都市宣言」の趣旨に沿い、昭島市の明日を担う青少年が、豊かな心と健康な体をもって健やかに成長することを目的としております。意見文を通した意見交換や発表、並びに英語スピーチによる発表等を行うことにより、青少年自らが明るい昭島市の創造を目指して前進することを市民全体が支えていくという基本精神に則り、小・中学生の未来に対する意識の高揚や、この宣言の精神を実践活動につなげるための一助としております。
　開催日時は、令和７年９月６日土曜日、午後１時から午後３時15分となっております。会場は、昭島市役所１階市民ホールでございます。
　内容でございますが、第１部　中学生英語スピーチコンテスト発表では、中学生が日頃感じていることや考えていることなどを英語で発表します。今年度は、全中学校から合計33名の応募があり、一次審査を通過した15名の生徒が発表を行います。
　第２部「子どもの主張意見文コンクール」では、小・中学生が環境やまちづくり等の視点から身近な社会について考え、まとめた意見文を発表します。今年度の応募総数は、小学校が865編、中学校が698編となっております。各小・中学校と審査委員会の審査により決定された、最優秀賞と優秀賞の意見文を発表いたします。
　第３部では、第１部で行われました英語スピーチコンテストにおける、最優秀賞、及び優秀賞の発表と表彰式を行います。
　以上、簡略ではございますが報告とさせていただきます。

○教育長(山下秀男)　報告事項(2)について、説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。
　氏井委員。

○委員（氏井初枝）　とても素晴らしい発表会なのに、聞きに来てくださる方がちょっと限られているのが残念だなと毎回思っておりました。

発表する生徒さんや子ども達のお友達とか、そういう同級生達も参加してもらえたらすごくいいのになって思っているものですから。学校のほうでも今までそういうお声かけはしていただいているのかもしれませんけれども、ぜひ今回もたくさんの方に来ていただきたいなと思っていますので、できたらそういうことを今回も力を入れてやっていただけたらありがたいなっていうふうに思っております。

○教育長（山下秀男）　指導主事。

○指導主事（押阪絢子）　毎回の参加者数ですが、100席ほどを用意しておりまして、100席超える、いつもプラスで椅子を出すぐらい、超えるぐらい来ていただいているという状況でございます。

市民ホールのキャパもありますので、周知はいたしますが、できる限り対応していきたいと思います。

○教育長（山下秀男）　よろしいですか。以上で、報告事項(2)を終わります。

次に、報告事項(3)「学校部活動の地域連携・地域移行に係る地域クラブ活動あきしまRe:Club「モデル実証」に関する説明会の実施について」事務局より説明をお願いします。

○統括指導主事（田中晴恵）　報告事項(3)「学校部活動の地域連携・地域移行に係る地域クラブ活動　あきしまRe:Club「モデル実証」に関する説明会の実施について」御報告をいたします。

４月の定例会にて、今年度、中間実務者である統括コーディネーターを民間事業者に委託し、学校と地域団体等が相互に連携・協働しながら、協議会における協議を更に深め、連携・移行の具体的な行動へ進めていく旨を御報告させていただきました。

ここまで、学校部活動の地域連携・地域移行に関する協議会を、５月28日に第１回、７月９日に第２回を開催いたしました。協議会では様々な視点からの御意見をいただき、改めて、市民の方々の関心が高いテーマであると認識いたしました。

現在の準備状況といたしまして、次の３点が進行中の内容をご報告いたします。

１点目です。秋以降に実施するモデル実証に向けた説明会を７月30日水曜日、午後６時30分から、アキシマエンシス体育館にて開催いたします。主な対象者は中学生の保護者や学校・地域の方ですが、小学生の保護者の方もオンラインにて参加が可能です。また、当日は現地に参加できない保護者に向けて、オンライン配信も予定しております。

現在、チラシの配布、本日２枚目の資料としてつけさせていただきました、こちらの配布と、ホームページやSNSを用いて周知を行っているところでございます。

２点目です。生徒のニーズや先生方の部活動に対する考え方の現状の把握を行

います。
　３点目です。(5)にも示してございますとおり、本事業における情報発信のツールとして、様々な情報を公開したり、質問を受け付けたりできるポータルサイトを公開しております。こちらでは、部活動の地域連携・地域移行に関わる国の方針や昭島市の考え方を説明した動画も掲載しております。今後も継続した情報発信や寄せられた意見に対する回答を更新していく予定でございます。
　報告は以上でございます。

○教育長（山下秀男）　(3)について、説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。
　花田委員。

○委員（花田茂）　私、このテーマに非常に関心を持っておりまして、実は他市でもこの地域連携について関わっているので伺いたいんですが、昭島は２年目の事業ですか。

○統括指導主事（田中晴恵）　協議会につきましては、正確には令和５年度から内部で協議を重ねてはいるんですけれども、PTA さんですとか生涯学習部の方々が合同で入った会議を昨年度から行っております。
　さらに、業務委託、業者さんに入っていただいたのは今年度からという経緯でございます。

○委員（花田茂）　ちょっと私が存じ上げないので大変申し訳ないんですけど、具体的にこういう部活はこういうふうに施行していますというような進捗状況ってあるんですか。

○統括指導主事（田中晴恵）　現在は部員の少ない部活動が合同部活動をやっておりますが、それは地域連携、地域移行というこのシステムに乗ったものではなくて、顧問の先生方同士が管理職の了解を得て活動しているというところが正直なところです。
　ただ、今後そのような部活が増えてくることが想定されますので、秋以降に実証を通して、昭島市としてどのような方向性が子どもたちにとって最適なものなのかっていうことを検証していく、そういう場を今回用意したということでございます。

○委員（花田茂）　そうすると、その説明会を、これは実施するということでよろしいですか。

○統括指導主事（田中晴恵）　はい。

○委員（花田茂）　はい、わかりました。ありがとうございます。

○教育長（山下秀男）　種目を特定して、この種目から始めてみようというモデル実証ということで、その種目を何にするのかというところが１つのポイントなのかなと考えておりまします。この点、協議会の中でよく揉んでいただき、しっかり決めていきたいと考えております。

ほかにございますか。よろしいですか。以上で(3)を終わります。

次に、報告事項(4)「学校運営協議会委員の任命について」事務局より説明をお願いします。

○統括指導主事（田中晴恵）　昭島市学校運営協議会委員の任命について御報告いたします。

市内中神小学校とつつじが丘小学校で委員をお勤めいただいていた方より、一身上の都合により辞任の申し出がありました。

従いまして、後任に資料記載の２名、大井氏、平方氏の委員を任命いたしましたのでご報告いたします。

以上でございます。

○教育長（山下秀男）　(4)についての説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

よろしいですか。特にないようですので以上で(4)を終わります。

次に、報告事項(5)「第 72 回昭島市民スポーツ大会について」事務局より説明をお願いします。

○スポーツ振興課長（吉村久実）　それでは、第 72 回昭島市民スポーツ大会につきましてご報告させていただきます。

昨年度に続き市民スポーツ大会種目別大会、自治会ブロック別大会を開催いたします。

主催は昭島市、昭島市教育委員会、主管としまして昭島市スポーツ協会、昭島市自治会連合会で実施してまいります。

また、開会式につきましては、日時は８月 31 日日曜日、午前９時から、会場は本庁１階市民ホールで行います。委員の皆様には詳しく記載した案内状を８月上旬に案内状を送らせていただきます。

種目別大会の開催日や開催会場等につきましては、別紙をご参照ください。

なお、自治会ブロック別大会につきましては、現在各ブロックに計画書の提出依頼中のため、日程等は８月の教育委員会定例会において報告させていただきます。

以上、御報告いたします。

○教育長（山下秀男）　報告事項(5)の説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

特にないようですので以上で(5)を終わります。

次に、報告事項(6)「市民図書館・郷土資料室主催事業について」事務局より説明をお願いします。

○アキシマエンシス管理課長（勝野玄隆）　報告事項(6)「市民図書館、郷土資料室主催事業について」御説明いたします。

初めに市民図書館主催事業です。

１、第43回　核と平和を考える市民のつどい　核兵器廃絶・平和祈念月間映画会　です。シベリアの強制収容所に抑留された日本人の半生を、実話をもとに描いた映画「ラーゲリーより愛を込めて」を８月３日、アキシマエンシス体育館にて上映いたします。あわせて関連図書資料を展示し、図書館の利用推進を図ってまいります。

次に２、核兵器に関する図書などの特別展示です。８月の１カ月間、市民図書館１階の核資料コーナーで核兵器に関する図書などの特別展示を行います。

次に３、図書館音楽会　です。アキシマエンシス登録団体の練習成果発表の場として、音楽会を開催いたします。８月31日、アキシマエンシス体育館で、昭島管弦楽団の音楽会を開催いたします。今後、このような図書館音楽会を定期的に開催していきたいと考えております。

次に４、子ども読書活動推進事業「絵本とわらべうたライブ」です。わらべうた うたいの、坂野知恵氏と、絵本作家の、みなみじゅんこ氏による、わらべうたの体験と、絵本の読み聞かせを、ライブ形式で行います。９月６日、アキシマエンシス講習・研修室で開催いたします。

続きまして、郷土資料室主催事業です。

１、戦後80年昭島の戦跡として、学習会と市内戦跡ツアーを実施いたします。学習会では、市内の空襲被害などについて学び、市内戦跡ツアーで、実際に空襲があった場所などを回ります。学習会が７月27日、アキシマエンシス研修・講習室、市内戦跡ツアーは10月４日、中神周辺を徒歩で巡ります。講師・案内は共に近代史調査員の三村章氏です。

次に２、郷土資料室企画展「化石・地質調査の道具展～フィールドのお供～」です。化石採取や地質調査などのフィールド調査に使用する道具類を展示し、フィールド調査の魅力と、野外での活動を、安全に楽しむための心得などを紹介します。７月29日～10月26日まで、アキシマエンシス郷土資料室で開催いたします。

次に３、夜のアキシマエンシス見学ツアーです。閉館後の郷土資料室と郷土資料展示室を中心に案内し、夜間の照明や、元小学校の夜の雰囲気を楽しんでもらうイベントとして実施いたします。８月20日、アキシマエンシス国際交流教養文化棟、校舎棟で開催いたします。

次に４、近代史調査報告書の発刊です。平成14年に発刊した「昭島にも空襲があった」を、新資料などを追記し、昭島近代史調査報告書13「昭島にも空襲があった（戦後80年改訂版）として発刊いたします。

また、令和元年に発刊し完売している、昭島近代史報告書７、「陸軍航空工廠と昭島」を増刷いたします。

説明は以上でございます。

○教育長（山下秀男）　報告事項(6)の説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

いかがでしょうか。

よろしいですか。特にないようですので以上で、報告事項(6)を終わります。

次に、報告事項(7)「公民館主催事業について」事務局より説明をお願いします。

○市民会館・公民館長（小林愛）　報告事項(7)「公民館主催事業について」御説明いたします。

１件目「市民大学フォーラム講演会　多摩地域と少年飛行兵31人の証言」でございます。

元少年飛行兵の方々の証言集をまとめた陸軍少飛平和祈念の会、副会長の鳥海賢三さんを講師にお迎えして、当時の多摩地域の様子や少年飛行兵の想いなどについてのお話を伺います。

定員120名、参加費無料で、日程等詳細は、資料のとおりでございます。

２件目は、ふれあいコンサート「元気だせ！LIVE2025」です。　昭和・平成のヒット曲をギターとキーボードのスリーピースバンドが熱唱します。日程等詳細は、資料のとおりでございます。

ご説明は以上でございます。

○教育長(山下秀男)　報告事項(7)の説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

眞如委員。

○委員（眞如むつ子）　いつもいろいろ計画をしてくださってありがとうございます。

ちょうど夏の暑い時で、例えば今の音楽に関しては準備とか色々午前中あるのかなと思うんですけれども、講演会とかそういったものは午前中というのはやっぱり厳しいんですかね。午前中も暑いんですけど、時間を見るとだいたい２時ぐらいから始まるので、１番暑い時に子どもたちも含めて皆さん、集まることになるんですけど、変えてくださいということではなくて、ちょっと検討ができるようであれば、次回以降に話題に上せていただけるといいなと思っています。

以上です。

○市民会館・公民館長（小林愛）　貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

委員のおっしゃるとおり、昨今の今の異常とも言えるような暑さというのは、公民館に来ていただける皆様にとってのお体にも負担になることかということは感じております。

ただ、現在、午後に開催しておりますのは、準備等を行う案件もございますが、いただいた御意見を持ち帰りまして、次回以降の検討の材料とさせていただければと思います。

ありがとうございます。

○教育長（山下秀男）　ほかにございますか。よろしいですね。

以上で、報告事項(7)を終わります。

次の、報告事項(8)「令和７年第２回昭島市議会定例会一般質問＜教育委員会関係＞について」から(10)「福島ばやしの開催について」までの３件につきましては、資料配布のみとさせていただいておりますが、御意見等あれば、発言をお願いしたいと思うんですけれども、よろしいですか。

特にありませんね。報告事項は、以上となります。

次に、日程６「その他」に入りますが、ここまで全体を通して委員の皆様から何かありましたら発言をお願いいたします。

特になしということでよろしいでしょうか。

○教育長（山下秀男）　それでは、最後に、次回の教育委員会の日程について、事務局より説明をお願いします。

○教育総務課長（横山学）　次回の、令和７年第８回教育委員会定例会は令和７年８月７日、木曜日、午後２時30分から市役所市民ホールにおいて開催いたします。

以上でございます。

○教育長（山下秀男）　次回の本定例会につきましては、８月７日の木曜日、午後２時30分から、市役所市民ホールにおいて開催をいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、令和７年昭島市教育委員会第７回定例会を、これをもちまして閉会といたします。本日はありがとうございました。

以上

年　　月　　日

署　名　委　員

１　番　委　員

２　番　委　員

調　整　担　当